

# 大津町手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例

前文

手話とろう者の背景、置かれた現状

・障害者の権利に関する条約  
・障害者基本法

・コミュニケーション手段の選択の機会確保  
・情報の取得、利用手段の選択の機会拡大

・手話が言語であるという認識に基づく手話への理解の広がり  
・障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進

全ての町民が地域の中で認め合い、輝きと生きがいをもって、安心してくらすことができる  
共生社会の実現を目指す

## 目的(第1条)

- ・手話が言語であるという認識に基づく手話への理解の広がり  
と障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進
- ・町の責務や町民、事業者の役割を明らかにする
- ・町が推進する施策を定める

共生社会の実現

## 基本理念(第3条)

- ・手話が言語であるという認識に基づく手話への理解の広がり → 手話が文化的所産である認識
- ・障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進 → 全ての町民が、様々な障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用することの重要性を理解し、その選択の機会の確保及び利用の機会の拡大を図られることを旨として行わなければならない

## 定義(第2条)

用語の定義を定める

・ろう者  
・障がい者  
・事業者  
・支援者  
・障がいの特性に応じたコミュニケーション手段  
・合理的配慮

## 町の責務(第4条)

- ・手話が言語であるという認識に基づく手話への理解の広がり  
と障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策を推進
- ・障がい者が障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用ができるようにするための合理的配慮を行う

## 町民の役割(第5条)

- ・基本理念の理解を深める
- ・町が実施する手話が言語であるという認識に基づく手話への理解の広がり  
と障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策に協力するよう努める

## 事業者の役割(第6条)

- ・基本理念の理解を深める
- ・町が実施する手話が言語であるという認識に基づく手話への理解の広がり  
及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策に協力するよう努める
- ・障がい者が障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用できるようにするための合理的配慮を行うものとする

## 施策の推進(第7条)

### 障がい者基本計画との整合性

- ・手話が言語であるという認識に基づく手話への理解の広がり  
と障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進
- ・障がいの特性に応じたコミュニケーション手段による情報の提供
- ・支援者の確保及び養成
- ・障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備 他

## 学校等の設置者の取組(第8条)

- ・手話が言語であるという認識に基づく手話への理解の広がり  
と障がいの特性に応じたコミュニケーション手段に対する児童、生徒、幼児の理解の促進に努める
- ・障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用が必要な児童等が学習することができる環境の整備  
と学校等の教員等のコミュニケーション手段に関する知識と技術を向上させるための措置を講ずる
- ・障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用が必要な当該児童等及びその保護者からの学校等におけるコミュニケーション手段の利用の相談対応と支援を行う

## 財政上の措置(第10条)

- ・施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努める

## 災害時における措置(第9条)

- ・必要な情報を速やかに取得
- ・他人とのコミュニケーションを図ることができるよう、必要な措置を講ずる